

「二輪自動車整備工場」の経営を希望される皆さまへ

自動車整備事業を経営するには、地方運輸局長の認証を受ける必要があります。

（道路運送車両法第78条）

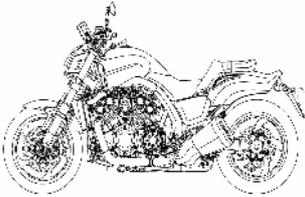
認証には下記認証基準を満たす必要があります。

記

【認証基準】

作業場面積 . . .	車両整備作業場等	[1]
設備 . . .	工具・作業機械等	[2]
要員 . . .	整備主任者等の要員	[3]

〈分解整備の種類と作業範囲〉

<p>①原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造</p>	<p>⑤制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。）若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造</p>	
<p>②動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く。）、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造</p>		<p>⑥緩衝装置のシャシばね（コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く。）を取り外して行う自動車の整備又は改造</p>
<p>③走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く。）又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車（二輪の小型自動車を除く。）の整備又は改造</p>	<p>④かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造</p>	<p>⑦けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く。）を取り外して行う自動車の整備又は改造</p>

[1] 作業場面積

小型二輪自動車の面積等の基準

屋内作業場					屋内 or 屋外	
イ		ロ	ハ		ニ	
車両整備作業場		部品整備 作業場	点検作業場		車両置場	
間口	奥行		間口	奥行	間口	奥行
3.0m 以上	3.5m 以上	4.0 m ² 以上	3.0m 以上	3.5m 以上	2.0m 以上	2.5m 以上

小型二輪自動車の場合上記面積が必要になります。

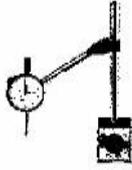
(道路運送車両法施行規則第57条別表第4)

小型二輪自動車の例

- ・イロハニの全てが同一敷地内であること。
- ・屋内作業場の床面は平滑に舗装されていること。
- ・工場を設置する場所又は土地建屋等が、建築基準法、消防法等の規制に適合するものかどうか事前に確認しておく必要があります。

車両整備 作業場面積 イ (3m以上 × 3.5m以上)	点検 作業場面積 ハ (3m以上 × 3.5m以上)	部品整備 作業場面積 ロ (4m ² 以上)
		車両置場面積 ニ (2m以上 × 2.5m以上)

[2] 設 備

				
サーキット・テスタ	比重計	コンプレッション・ゲージ	ハンディ・バキューム・ポンプ	エンジン・タコ・テスター
				
タイミング・ライト	シックネス・ゲージ	タイヤ・ゲージ	※CO/HC 測定器	エア・コンプレッサ
				
バイス	充電器	ノギス	グリース・ガン	部品洗浄槽
				
トルク・レンチ	ダイヤル・ゲージ			

分解整備を行う認証工場毎に各認証工具が必要になります。

※

CO/HC 測定器は新品の場合は成績表、
 中古の場合は校正結果証明書（2年以内のもの）が必要になります。
 CO/HC テスターも、認証工場毎に必要なになります。

対象自動車の種類別機械工具能力一覧表(目安)

点検機器及び点検装置	サーキット・テスタ	メーカー名・型式
	比重計	スポイト式又は光学式
	コンプレッション・ゲージ	G14kg/cm ²
	ハンディ・バキューム・ポンプ	0~760mmHg
	エンジン・タコ・テスタ	7500rpm
	タイミング・ライト	メーカー名・型式
	シックネス・ゲージ	リーフ 75mm 8枚
	ダイヤル・ゲージ	メーカー名・型式
	タイヤ・ゲージ	4.0kg/cm ² (0.39MPa)
	CO 測定器	国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであって、国土交通大臣が定める者の行う検査に合格したものであること。または、地方運輸局長が自動車の分解整備用として適当であると定めたものであること
	HC 測定器	
機械作業	エア・コンプレッサ	3kg/cm ²
	バイス	口金幅 75mm
	充電器	メーカー名・型式
計器作業	ノギス	150mm
	トルク・レンチ	20~1300kg/cm ²
工具	グリース・ガン	100kg/cm ² (9.8N/m)
	部品洗浄槽	縦 400mm×横 500mm×深さ 150mm

[3] 要 員

整備主任者

事業場ごとに整備主任者を届出することが必要です。

- ・整備主任者の要件

「自動車整備士の技能検定のうち 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者。」

(分解整備事業の対象が原動機を含んでいる場合は 2 級自動車シャシ整備士以外の者)

従業員

従業員の基準は次のとおりです。

- ・事業場には 2 人以上の分解整備に従事する従業員を有すること。

- ・従業員のうち、少なくとも一人の自動車整備士の技能検定に合格した者 (1 級又は 2 級)

・ 1 級 2 級又は 3 級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を 4 で除して得た数(その数に 1 未満の端数があるときは、これを 1 とする。)以上であること。

従業員数	整備士数	
2 人～4 人	1 人以上	
5 人～8 人	2 人以上	
9 人～12 人	3 人以上	
13 人～16 人	4 人以上	

【建築物の制限】

用途地域内の自動車修理工場の制限

○ 建築可

作業場の床面積 ③ 300㎡以下 ② 150㎡以下 ① 50㎡以下

× 建築不可

用途地域	自動車修理工場建築の可否
工業専用地域	○
工業地域	○
準工業地域	○
商業地域	③ 300㎡以下
近隣商業地域	③ 300㎡以下
準住居地域	② 150㎡以下
第1種・第2種住居地域	① 50㎡以下
第1種・第2種中高層住居専用地域	×
第1種・第2種低層住居専用地域	×

詳細は最寄りの市区町村へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

〒164-0012 東京都中野区本町 6-22-11-102

東京都自動車整備振興会 二輪自動車支部事務局

電話：03-6454-1975 FAX：03-6454-1976

〒151-0071 東京都渋谷区本町 4-16-4

(一社)東京都自動車整備振興会 事業部

電話：03-5365-2312 FAX：03-5365-9224



<u>東京運輸支局本庁舎</u>	140-0011	品川区東大井 1-12-17 03-3458-9236
<u>足立自動車検査登録事務所</u>	121-0062	足立区南花畑 5-12-1 050(5540)2031
<u>練馬自動車検査登録事務所</u>	179-0081	練馬区北町 2-8-6 050(5540)2032
<u>多摩自動車検査登録事務所</u>	186-0001	国立市北 3-30-3 050(5540)2033
<u>八王子自動車検査登録事務所</u>	192-0011	八王子市滝山町 1-270-2 050(5540)2034

<u>神奈川運輸支局</u>	224-0053	横浜市都筑区池辺町 3540 045-939-6803
----------------	----------	--------------------------------

<u>千葉運輸支局</u>	261-0002	千葉市美浜区新港 198 043-242-7338
---------------	----------	------------------------------

<u>埼玉運輸支局</u>	331-0077	さいたま市西区大字中釘 2154-2 048-624-6981
---------------	----------	------------------------------------